

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案について（要旨）

1. 趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の整備を行うもの。

2. 内容

（1）特殊関係事業主（第4条の3関係）

法第9条第2項に規定する、厚生労働省令で定めることとされている特殊関係事業主について規定するもの。

（2）再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲（第6条関係）

法第15条に定める再就職援助措置等の対象となる者について、継続雇用制度の対象者を限定する基準が廃止となることから、その見直しを行うもの。

（3）高年齢者雇用状況報告書（様式第2号関係）

改正法により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことから、高年齢者雇用状況報告書の様式について、所要の整備を行うもの。

3. 施行期日

平成25年4月1日